障害者の自立と社会参加のための
芸術・文化を核とした施策への提言

～　多様であることをお互いに認め合う社会の実現に向けて　～

平成２１年３月

埼玉県障害者芸術・文化懇話会

はじめに

「障害者の芸術・文化活動」については、従来「“福祉活動の一環”であり、“芸術”とは違うもの」とされ、正当な評価を受ける機会が少なかった。

「障害者が創った作品なのだから、優劣をつけることは適当でない」「障害を乗り越えて活動した成果なのだから、それだけで十分評価すべきである」といった先入観によって、それらは、あらかじめフィルターがかけられた状態で評価されてきたか、あるいはそのフィルターがかかることを嫌うあまり、意識的に評価が避けられてきた。

その結果、彼らの活動は「福祉の世界だけで完結しているものであって、芸術として正当に評価するものではない」とされることが多かったのである。

しかしながら、そういったフィルターなしに障害者の舞台芸術・美術作品を見てみると、我々が常日頃持っている“芸術観”が 180 度くつがえされてしまうような、芸術性や創造性あふれる、驚くべき作品に出会うことが往々にしてある。

彼らの作品の、「障害を乗り越えて努力したという面」にではなく、「作品そのものの芸術性・創造性という面」にスポットライトをあて、それらが正当な評価を受ける環境を整えることで、社会に新しい芸術観・価値観を創出できるのではないか、という認識を懇話会委員は共有して検討を行った。

本提言は、このような、社会に新しいインパクトを与える力と障害者の自立・社会参加や豊かな社会を実現しうる可能性を持った、芸術性・創造性にあふれた「障害者の芸術・文化活動」のことを、「障害者アート」というキーワードを使って表現し、障害の有無にかかわらず、お互いがお互いを認め合う豊かな社会を実現するひとつの手段として、埼玉県がどのようにこれを振興し、活用していくべきかを提言するものである。

埼玉県障害者芸術・文化懇話会
座　長　　吉　本　光　宏

目次

はじめに …… P1

Ⅰ 「障害者アート」と「障害者の芸術・文化活動」 …… P3

Ⅱ 「障害者の芸術・文化活動」の歴史と現状における課題
1 全国の動き …… P4
2 「障害者の芸術・文化活動」に対するアプローチの分類 …… P6
3 埼玉県内の動き …… P7
4 現状における課題 …… P7

Ⅲ 「障害者アート」振興のために埼玉県が果たすべき役割について
1 埼玉県が「障害者アート」振興に取り組む意義 …… P9
2 県がとるべき基本的なスタンス（姿勢）について …… P9

Ⅳ 「障害者アート」振興のための、今後の取り組みについて
1 障害のあるアーティストが持つ、芸術的才能の周知 …… P11
2 障害者の才能を発掘、支援する環境の整備 …… P13
3 「障害者アート」に対する、社会的・組織的なサポート不足の解消 …… P14

Ⅴ 埼玉県障害者芸術・文化懇話会概要 …… P16

Ⅰ　「障害者アート」と「障害者の芸術・文化活動」

この提言では、「障害者の芸術・文化活動」の中で、個性・創造性のあふれる芸術・文化活動のことを、「障害者アート」というキーワードを使って表現している。

それは、障害者の能力を「福祉」の殻を突き破って世間一般にアピールし、その自立・社会参加の推進や、人がお互いに多様であることを認めあう社会を実現しうる可能性を持った芸術・文化活動として、これまでの通念とは区別して表現するためである。

ただ、この表現については、当懇話会でも、

① 「障害者」という言葉が含まれていることで、その芸術・文化活動を「“福祉”活動の一環のものである」という先入観を与え、芸術作品として正当な評価を受ける機会をかえって奪ってしまうのではないか？

② 「アート」という言葉を使うと、何か崇高なイメージがあって、福祉の現場には一種近寄りがたい印象を与えてしまうのではないか？

③ そもそも、「障害者」という言葉自体に抵抗感を示す方も多いのではないか？

といった議論がなされ、最後までより適切な表現の模索・検討が行われた。

しかしながら、障害者の可能性を拡げ、その圧倒的な存在感で社会の価値観を根底からくつがえす力を持つ「障害者の芸術・文化活動」について、従来のものとは異なる概念であることを明確に提示･アピールできる表現を､他に見いだすことができなかった。

“女流作家”“女流画家”といった言葉が最近では使われる機会が少なくなったように、将来的に、「障害を乗り越えて創ったものだから」評価されるのではなく、「その作品の芸術性・文化性そのもの」が評価されることで、「障害者アート」というキーワードから“障害者”という部分が自然となくなる(またはこれに代わる適切なキーワードに置き換えられる)ことを願いつつ、福祉の世界の中だけで完結してしまいがちだった従来の「障害者の芸術・文化活動」とは区別する意味で、あえて本提言では「障害者アート」という表現を使用することとした[1]。

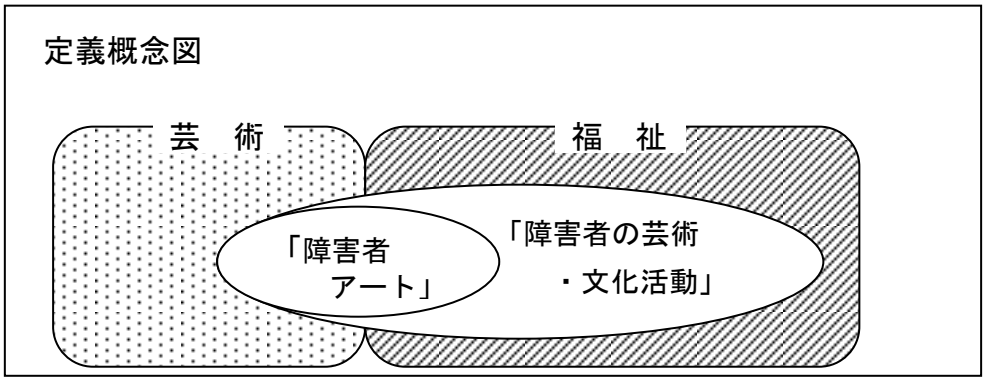

[1] ちなみに、文化政策の分野では、美術館や劇場で鑑賞する従来型の芸術文化に対し、教育や福祉、まちづくりなど、文化以外の領域における芸術の社会的な価値を重視する場合に「アート」という表現が使われることが多くなっているため、本提言でも「アート」という表現を用いることにした。したがって、ここで用いるアートは特定の芸術ジャンルを指すものではない。

Ⅱ　「障害者の芸術・文化活動」の歴史と現状における課題

１　全国の動き[2]

①　先駆的な施設等における活動　(1940 年代頃～)

「障害者の芸術・文化活動」のなかで、もっとも有名なものとして挙げられるのは、1939 年に初展覧会が行われた、山下清氏の活動である。

障害者が持つ才能を、(後に創られたテレビドラマの影響が非常に大きかったにせよ)世間一般にアピールした彼（とその支援者）の功績は大きい。

一方、当時の情勢からやむを得なかったこととはいえ、展覧会場の問題（百貨店での開催等）や、福祉イベントの同時開催、贋作販売の問題といったことが彼の展覧会にはついてまわり、このことが、美術界や外部市場に「障害者の芸術・文化活動」は“福祉”の活動であって“芸術”ではない、といった印象を持たせる原因となってしまったことは否定できない。

その後、「神戸市立盲学校」における粘土造形、滋賀県の「近江学園(知的障害)」における粘土造形、京都の「みずのき寮(知的障害)」における絵画指導などが、1950 年代から 60 年代にかけて始まり、以降、多くの障害者施設で行われていくことになる「障害者の芸術・文化活動」の先駆的な役割を果たしている。

②　障害者本人達による主体的な表現活動の動き　(1970 年代頃～)

1970 年代から 80 年代にかけては、障害がある人たちが集まり、自分たち自身で主体的に行う表現活動が広まった。

日本ろう者劇団(ろう者による演劇、特に手話狂言が有名)、デフ・パペットシアター・ひとみ(ろう者と聞こえる人達による人形劇)、劇団態変（身体障害者による身体表現）などの活動が始まった時期であり、これらのグループはそれぞれ、海外公演なども行うなど、現在でも活発に活動を続けている。

2　特に視覚障害者が、いわゆるクラシック音楽や日本の伝統音楽の分野で非常に高い才能を発揮されているケースが多数あるが、それらの方々の個人名を挙げていくことは、ここでは割愛する。

また、“全国の動き”については、本提言上であらかじめ認識が必要な事項について、本懇話会が現状で把握している範囲内で概略的にまとめたものであり、学術的あるいは系統的な正確性が保証されているものではない。

③ 「障害者の芸術・文化活動」を研究・紹介・評価する動き （1980 年代頃～）

1981 年の国際障害者年と、これに続く国連・障害者の 10 年(1983～1992)、アジア太平洋障害者の十年(1993～2002)を契機に、「障害者の芸術・文化活動」について、従来の福祉的な側面とは違う角度、すなわち、その作品の芸術性そのものを評価しようとする動きが始まる。

世田谷美術館で開催された「パラレルビジョン展[3]」、銀座の資生堂ギャラリーにおいて開催された「アウトサイダー・アート[4]を紹介する一連の展覧会」、(財)日本障害者リハビリテーション協会の主導により、これまでの「障害者の芸術・文化活動」を調査、研究して体系的にまとめられた「障害者文化振興に関する実証的研究事業[5]」などがそれである。

④ 福祉の一環として行われていた文化的な活動を「アート」としてとらえる動き （1990 年代以降）

1990 年代の後半からは、上記③ではっきりとその存在が明らかになった、芸術性の高い障害者の作品や活動に注目し、あくまでも福祉の世界で行われていた文化的な活動を「アート」として社会に提示し、その可能性を問いかけていこうとする新しい試みがみられるようになった。

「障害者アート」の力で社会を変えようする「エイブル・アート・ムーブメント[6]」、障害のある人の表現活動に特化した美術館である「ボーダレス・アートミュージアム NO-MA[7]」、所属アーティストの作品が海外のマーケットにおいて取引されている「アトリエインカーブ[8]」など、障害とアートをめぐる新しい動きが生まれており、最近では、こうした動きは各種マスコミなどで、たびたび紹介されるようになっている。

---

3 1993 年に行われた、日本のアウトサイダー・アートの原点といわれる、アウトサイダー・アートとそれに影響を受けた芸術家の展覧会。当時の美術関係者に大きな衝撃を与えた。

4 専門的な芸術教育を受けていない者が、世間に発表することを目的とするのではなく、「創りたい」という気持ちのまま、創作した作品をいう。

5 発行年：1995 年　　発行者・出版者：(財) 日本障害者リハビリテーション協会

6 「障害者アート」の力を使い、障害者一人一人が障害と共に生きながら最善の自己になっていける社会、誰も疎外されたり排除されない社会を目指す運動のこと。(財) たんぽぽの家とエイブル・アート・ジャパン(旧日本障害者芸術文化協会)が提唱。

7 障害のある人の表現活動の紹介だけにとどまらず、一般のアーティストの作品と並列して見せることで「人の持つ普遍的な表現の力」を提示、様々なボーダー (境界) を超えていく試みを行っている、滋賀県社会福祉事業団が運営する公的ミュージアム。2008 年、スイスのアール･ブリュット・コレクションとの連携企画展を開催した。

8 所属する障害者(アーティスト)の作品を、「現代アート」として啓蒙。アウトサイダー・アート専門の美術館をつくるのではなく、既存の美術館に作品を収蔵することを目指す等、その新しいコンセプトが、今この分野で注目を集めている障害者施設。

２　「障害者の芸術・文化活動」に対するアプローチの分類

「障害者の芸術・文化活動」に対する、これまでのアプローチを大きく３つに分類すると、下記の通りとなる[9]。

①　「福祉的アプローチ」

福祉現場からの発信が主で、作品の芸術性を問うものではなく、余暇活動の充実、生きがいづくり、リハビリテーションといった目的を達成するための手段として用いられることが多い。

結果としての作品よりも、プロセスに価値を置き評価する動き。従来から福祉現場で活発に行われてきたアプローチではあるが、逆に、福祉以外の世界からの働きかけができにくい現実がある。

②　「アート的アプローチ」

アートとしての価値（作品の芸術性）に着目する動き。作品の特異性、希少性などを捉え、既存の芸術にはない新しい芸術的な価値を提示しようというものである。

プロセスにではなく、結果としての作品性に価値を置き評価する動き。福祉よりもアートの方に力点がおかれ、それを生み出した人間としての存在が軽視され、物質としての作品の価値が偏重される動きにつながりやすい。

欧米で生まれた「アウトサイダー・アート」としてのジャンル化や、市場化とも連動する。

③　「社会的・文化的アプローチ」

福祉的アプローチ、アート的アプローチの双方に距離を置き、福祉もアートも、豊かに生きるために欠かせない「文化」として包括的に捉えようとする動き。

誰もが自由に表現できる環境づくりを担保することと、結果としての作品の芸術性を評価することのそれぞれを別の次元で捉え重視する。

また、障害のある人のアートが、当事者をエンパワメント[10]することと同時に、アートや人間の可能性を提示し、多様な存在を認めあう新しい社会の価値観を提示するという考え方。

9　以下の３分類は、本提言を行う上での論点を明確にすることを目的に、当懇話会の太田好泰委員が便宜的に分類したものであり、一般的に認知された分類ではないことを注意されたい。

10　直訳は「権限委譲」。ここでは、「当事者が、直面する課題に対する問題点を自覚し、自らその状況の改善を図るための力をつける」という意味で使用している。

３　埼玉県内の動き

本県の「障害者の芸術・文化活動」は、従来から、「障害者絵画展[11]」「埼玉障害・難病児童生徒文化の集い[12]」などが行われており、平成１２年度には、「彩の国ふれあいコンサート[13]」が実施されたほか、県内の各種施設・団体により、絵画、書、陶芸、手芸等の活動が行われているなど、前述の３分類でいう「福祉的アプローチ」によるものが中心に行われている。

一方、その作品が海外市場において取引されている方や、その才能が評価され、企業への就労につながっている方も少数ながら存在している。

４　現状における課題

しかしながら、「障害者の芸術・文化活動」の置かれた現状を考察してみると、「障害者アート」を振興するための主要な課題として、次の３点を挙げることができる。

①　障害のあるアーティストが持つ、芸術的才能を広く認識させる

障害のあるアーティストによる作品の中に、従来の常識や芸術観をくつがえすようなパワーを持った作品があることが、未だ多くの人に認識されていない。

「障害者の作品だから、優劣をつけることは適当でない」とか、逆に「障害を乗り越えて創った作品なのだから、それだけで十分評価すべきである」といった先入観のために、その作品に対する正当な評価がなされてこなかったことが、その背景となっている。したがって、今後はそうした固定概念を払拭し、障害のあるアーティストの芸術的な才能を広く認識してもらうような取り組みが必要である。

②　才能ある障害者を発掘し、支援する環境を整備する

上記①に関連した問題点として、才能のある障害者が、その才能を開花させる環境が整備されていないことが指摘できる。

障害者によって作品が創り出されても、芸術的に無価値なものとして関係者に廃棄されてしまうことも少なくない。今この瞬間にも、その作品とともに、豊かな才能が世に出る機会を逸している可能性があり、そうした環境を整備することも、極めて重要な課題である。

11　障害者週間(毎年 12 月上旬)にあわせて開催される、原則として応募者全員の作品を展示する障害者の作品展。

12　県内の(小・中・高)養護学校の児童・生徒による文化祭。

13　練習を重ねた約 3,000 人の障害者と健常者による、さいたまスーパーアリーナで行われたコンサート。

③　「障害者アート」に対して、社会的・組織的なサポート体制をつくる

「障害者の芸術・文化活動」は、多くの場合、障害者周辺の関係者、障害者施設や団体、家族等のみで支えられているのが現状である。

これからの新たな市民社会にとって、大きな可能性を持った「障害者アート」を振興し、多様な人々にその価値を普及するために、「障害者アート」の取り組みを社会的・組織的にサポートしていく体制づくりが必要である。

Ⅲ 「障害者アート」振興のために埼玉県が果たすべき役割について

１　埼玉県が「障害者アート」振興に取り組む意義

埼玉県には、蜷川幸雄芸術監督のもと、世界に発信する舞台芸術を創造している「彩の国さいたま芸術劇場（(財)埼玉県芸術文化振興財団)」、近代～現代美術の優れた企画展が高い評価を得ている「県立近代美術館」があり、芸術・文化の振興について、ハード、ソフト両面に強みを持っている。

一方で前述の通り、作品が海外市場で取引されている方や、その才能が認められて企業に就労している方など、障害者の才能を積極的に社会に活かした成果も見られる。

こうした、埼玉県が持つハードとソフトの資産を有効に活用することで「障害者アート」を振興し、県内に存在する障害者の才能をさらに発掘・支援し、また、彼らの活動に従来とは違った角度からスポットライトを当てることで、社会的にも芸術的にも新しい価値観を創り出すことによって、他の自治体がこれまでに取り組んでこなかったような埼玉県独自の障害者の芸術・文化施策の展開が可能となる。

２　県がとるべき基本的なスタンス（姿勢）について

①　「障害者アート」が持つ可能性を、県民に広く伝えること

障害者の作品に、既存の固定観念をくつがえすようなパワーを持ったものが存在するということを、まずは多くの県民に認識してもらう必要がある。

②　「社会的・文化的アプローチ」から、「障害者アート」の振興を図ること

“福祉”“芸術”と区別するのではなく、障害者が芸術・文化面で有する豊かな力によって社会全体を巻き込む、「社会的・文化的アプローチ」という観点から、障害者による個性・創造性あふれる芸術・文化作品がうまれる環境づくりを行うこと。

③　県内の従前の「障害者の芸術・文化活動」に対しても、継続して支援を行うこと

「障害者アート」振興のための施策に注力すると同時に、県内における従前からの「障害者の芸術・文化活動」に対しても、継続して支援を行うこと。

これらの活動は、障害者の「余暇活動の充実」「生きがいづくり」「リハビリの促進」といった福祉的な側面で、障害者の生活の質の向上に大きく貢献してきた。

一方で、こうした取り組みは、「障害者アート」を振興する土台としての側面も持っており、これらの活動を従来通り支援することは、障害者全体の福祉という点で重要である。

④　障害者の芸術・文化やアートへのアクセスを改善すること

先述のとおり、埼玉県はハード、ソフト両面から芸術・文化の振興に取り組んできたが、それらの文化施設やそこで行われる芸術的な催しについて、障害者がアクセスするには様々なバリアが残されているのが現状である。「障害者アート」を振興するためにも、また、「障害者の芸術・文化活動」を充実させるためにも、この問題点を改善すべきである。

障害の有無に関わらず、素晴らしい芸術文化に誰もが日常的に接する環境を整備することは、本提言を実現するための基礎的要件として、極めて重要だと考えられる。

Ⅳ　「障害者アート」振興のための、今後の取り組みについて

「障害者アート」振興のために、埼玉県が行うべき施策について、下記のとおり提言する。

1　障害のあるアーティストが持つ、芸術的才能の周知

①　埼玉県障害者アートフェスティバル(仮称)を開催する

「障害者アート」を県民に大々的に周知することができる、埼玉県独自のイベントを開催する。

このイベントは、「障害者アート」の可能性をアピールするため、下記の性格を持ったものとする。

ⅰ　目的

- 従来のイメージを刷新する、芸術性・創造性にあふれた「障害者アート」の魅力を、多くの人々、特に今までそれに無縁だった人々に伝える。
- 「障害者アート」の作品及びそのアーティストを発掘・県民に紹介するとともに、創造の機会を提供することで新しいアーティストを育成する。
- 上記の活動を通じて、障害者に対する理解と、障害者の自立・社会参加を進め、お互いに多様であることを認め合う豊かな社会の実現を図る。

ⅱ　内容

- 構成は、「障害者アート」の美術作品展示、舞台芸術公演、ワークショップ、関連事業等とする。
- 従来の「障害者の芸術・文化活動」の発表会にはなかった、下記のような新たな視点で企画の実施に努める。
  (1)　出品作品について評価・選考する
  (2)　障害の有無にかかわらず、多くの人を呼び込む
  (3)　障害者自身が表現する機会の提供だけでなく、多様な芸術作品の鑑賞機会についても提供する
  (4)　塙保己一賞、障害者人材育成資金等、既存の支援制度との連携を図る

ⅲ　留意事項

- 従来の「障害者の芸術・文化活動」の発表会とは違うイベントだということを明確に打ち出せる名称が必要である。
- 同様の理由から、本イベントのＰＲについては、いわゆる“福祉”然としたチラシやポスターとならないよう、留意すべきである。

②　全国障害者芸術・文化祭を活用する

厚生労働省と開催県の主催で実施されている、全国障害者芸術・文化祭を活用し、より大規模に「障害者アート」を県民に周知する。

ただし、その際にも、上記①と同様、水準の高い「障害者アート」を本県ならではの手法で県民に紹介する等、本県独自の内容でなければ意味がない。

③　幅広いムーブメントを創出する

企業や自治体などの広報活動やイベント等に「障害者アート」を活用してもらうなど、単発のイベントに終わることなく、「障害者アート」が幅広く社会に受け入れられるような施策を展開する。

２　障害者の才能を発掘、支援する環境の整備

①　障害者施設や団体における芸術・文化活動状況調査の実施

各施設や団体における芸術・文化活動の現状を把握するため、全県的なリサーチを行い、得られた情報を効果的に活用できるよう、有機的に管理・運営する。

②　埼玉県障害者アートフェスティバル(仮称)の開催を契機とした、作品創作環境の整備

トップレベルのアーティスト等による企画など、既に創作活動を行っている方だけでなく、今までこの分野に興味がなかった方に新たな創作を促す企画を実施する。

③　既存の障害者支援・表彰制度を活用する

障害者人材育成資金や塙保己一賞といった、既存の障害者支援・表彰制度の周知を今以上に図ることによって、新しい創作活動への直接的・間接的な支援を行う。

④　障害者の芸術・文化に対するアクセスを改善する

障害がある方は、一般的に芸術・文化作品に触れる機会が少ないと思われる。彩の国さいたま芸術劇場、県立近代美術館をはじめ、埼玉県内の文化施設において、障害の有無にかかわらず、県民が等しく芸術・文化を鑑賞し、体験できるよう、障害者の芸術・文化に対するアクセス改善に向けた取り組みを行う。

芸術・文化作品へのバリアフリー化を進めることは、障害者が芸術・文化に触れる機会を充実させるだけではなく、未来の障害者アートの才能育成につながる。

⑤　「障害者アート」による自立に向けて、潜在能力のある障害者の挑戦を支援する

既に海外のマーケットでも評価される、障害のあるアーティストがいるように、国内外のマーケットで勝負できる潜在能力を持った障害者が、県内にも少なからず存在するはずである。

「障害者アート」によって収入を得ることで自立を目指す、才能ある障害者の市場への挑戦またはプロフェッショナル化を支援する方法を探る。

３　「障害者アート」に対する、社会的・組織的なサポート不足の解消

①　ソフト面（創造活動の現場の人材育成）に対する支援

「障害者の芸術・文化活動」を「障害者アート」へと導くことのできる福祉の現場職員を養成するセミナーや、芸術・文化面での障害者の可能性を引き出す人を養成する講座の開催など、創造活動の現場の人材育成を進める。

②　芸術・文化分野のプロフェッショナルの参加促進

「障害者アート」の可能性に関心がありかつ実力のあるアーティストが、「障害者アート」に対して技術的または精神的なサポートを行うことも、障害のあるアーティストの才能を開花させ、育成するには大きな効果があると考えられる。

このような、アーティストによる直接的な技術サポートのみならず、作品の表現方法や展示方法に関するサポートなどの間接的な支援も含めて、「障害者アート」の活動の現場に、学芸員、批評家、ギャラリストなど、芸術・文化分野のプロフェッショナルの参加を促進する。

③　保護者や教諭、福祉関係者の意識改革

障害のある人達の、芸術・文化面での可能性に気づいていない保護者や教諭、福祉関係者が多いのが現状である。従来の芸術観では価値がないと思われるような作品が、非常に高い評価を受けることがあり、身近な“関係者”の意識や知識如何によって、せっかくの才能が埋もれてしまう可能性がある。

子供達の可能性を、従来の価値観による尺度で閉じ込めてしまうことのないよう、彼らにとって一番身近な存在である、保護者や教諭、福祉関係者の意識改革を行う必要がある。

④　批評家やメディアから正当な評価を受けるための環境整備

一般的に言って、障害者の芸術・文化活動には正当な批評が成立していない。

「障害者の作品だから」と別物にせず、いいものはいい、だめなものはだめという、当たり前で健全な批評がなされるよう、批評家やメディアの意識改革を促すとともに、障害者側にも、それを受け入れるために意識改革を行う必要がある。

⑤　企業へのアプローチとマッチング

いわゆるパトロン[14]の役割を引き受ける企業の開拓と、それらの企業と「障害者アート」活動の現場とのマッチングを図る。

14　芸術家らの活動を支援する資産家、企業のこと

⑥　「障害者アート」のデータバンクの設置または活用

「障害者アート」作品の利用（舞台芸術公演の招聘も含む）を促進するため、利用希望者が必要に応じ容易に作品（活動団体）情報を手に入れられるデータバンクの設置について、既存のデータバンクの活用も視野に入れて検討する。

⑦　支援団体の創設または育成

行政の信用を生かし、民間レベルで「障害者アート」の推進を目的に活動する団体の創設又は育成を支援する。（例：埼玉県障害者アート協会など）

同時に、県内外の「障害者アート」活動を結びつけ、発展させることのできるコーディネーターの育成を図ることが必要である。

Ⅴ　埼玉県障害者芸術・文化懇話会概要

委員名簿（順不同・敬称略）

氏　　名	職　業　等
新垣　　勉	テノール歌手
粟田千恵子	ＮＰＯ法人あいアイ　代表
太田　好泰	エイブル・アート・ジャパン　事務局長
金森美彌子	（株）ホリプロ　専務取締役　執行役員
河端　静子	ＮＰＯ法人　埼玉県障害者協議会　代表理事
河野　　孝	日本経済新聞社　編集局　文化部　編集委員
野沢　和弘	毎日新聞社　夕刊編集部部長
三国　雅裕	(社)埼玉県経営者協会　常務理事・事務局長
吉本　光宏	（株）ニッセイ基礎研究所　芸術文化プロジェクト室長
渡辺　新一	埼玉トヨペット（株）　「はあとねっと輪っふる」担当　顧問
渡辺　　弘	（財）埼玉県芸術文化振興財団　事業部長

懇話会開催状況

第１回　　平成２０年　７月　８日（火）
- 障害者芸術の現状と課題
- 埼玉県障害者芸術・文化祭（仮称）について

第２回　　平成２０年　９月１２日（金）
- 障害者芸術・文化にかかる新たな取り組みについて
- 埼玉県障害者芸術・文化祭（仮称）について

第３回　　平成２０年１１月２６日（水）
- 障害者芸術・文化にかかる新たな取り組みについて

第４回　　平成２１年　３月３０日（月）
- 障害者の自立と社会参加のための
  芸術・文化を核とした施策への提言について